

事務所通信 (第170号)

税理士法人光成会計事務所
 (株)日本資産総研札幌

相続税対策としての生命保険・生命共済の活用方法

新年あけましておめでとうございます。本年も皆様の資産を守るお役立ち情報を提供してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、生命保険・生命共済を活用した対策をご紹介します。

生命保険・生命共済の死亡保険金や満期保険金は、課税の時期や課税区分が複雑になっています。

生命保険・生命共済に関する課税関係

保険料負担者	課税区分		備考
①被保険者	死亡保険金	相続税	非課税枠があります
	満期保険金	所得税	一時所得となります
②保険受取人	所得税		一時所得となります※
③上記以外	贈与税		満期の到来や相続の発生時に課税されます

分割で受け取った場合は雑所得として課税されます。

【 の場合の例】



【生命保険・生命共済を活用した対策の概要】

・相続税の生命保険金の非課税枠について

相続財産に計上された生命保険金から、以下の金額が控除されます。

$$\text{生命保険金控除額} = \text{法定相続人の人数} \times 500\text{万円}$$

・一時所得の計算について

満期保険金等の一時所得は以下のように計算します。

$$\begin{aligned} \text{一時所得} &= (\text{受け取った保険金・満期金} - \text{支払った保険料} \\ &\quad - 50\text{万円}) \times 1/2 \end{aligned}$$

相続税の非課税枠を活用する以外にも、保険金受取人が保険料を負担することで、税負担の少ない一時所得として満期金等を受け取ることも対策として有効です。

【対策を行うにあたっての注意点】

・保険金受取人の所得

保険金受取人の所得税の税率が高い場合は、一時所得として所得税を申告すると、税額が高くなる場合があります。

・贈与者が現金を贈与し、受贈者が生命保険・生命共済を掛けた場合

現金を生命保険・生命共済の掛け金として贈与した場合、贈与契約書を作成し、贈与の記録を残しましょう。

(事務所通信165号参照)

生命保険を活用した相続税対策は、状況に応じて検討する必要があります。ぜひこの機会にご自身の生命保険・生命共済を見直してみてもいかがでしょうか？

